

会 議 録

会 議 の 名 称	弘前市指定管理者選定等審議会
開 催 年 月 日	平成30年 7月17日 (火)
開 始 ・ 終 了 時 刻	9時00分 から 11時09分まで
開 催 場 所	弘前市役所 前川新館6階大会議室
議 長 等 の 氏 名	清藤 憲衛
出 席 者	委員 清藤 憲衛 (会長) 委員 熊谷 幸一 委員 飯島 裕胤 委員 小林 太郎
欠 席 者	委員 菊池 励美
施設所管部職員 の 職 氏 名	(弘前市身体障害者福祉センター) 健康福祉部長 外川 吉彦 健康福祉部理事兼福祉事務所長 須郷 雅憲 福祉政策課長 今 敏行 福祉政策課長補佐 秋田 美織 福祉政策課係長 佐藤 龍太 福祉政策課主査 鈴木 孝志 (弘前市ひまわり荘) (弘前市みやぞの児童センター等) (弘前市豊田児童センター等) (弘前市三岳児童センター等) (弘前市致遠児童センター等) (弘前市和徳児童館等) (弘前市三省児童館等) (弘前市自得児童館等) (弘前市石川児童館等) 健康福祉部長 外川 吉彦 健康福祉部理事兼福祉事務所長 須郷 雅憲 子育て支援課長 石田 剛 子育て支援課長補佐 川田 哲也 子育て支援課係長 奈良岡 隆介 子育て支援課主事 米谷 允臣

	<p>(石川東老人福祉センター)  (弘前市生きがいセンター)  健康福祉部長 外川 吉彦  健康福祉部理事兼福祉事務所長 須郷 雅憲  介護福祉課長 三上 誠  介護福祉課長補佐 相馬 延承  介護福祉課係長 藤岡 英貴  介護福祉課主事 相馬 美桜  (弘前職業能力開発校)  (弘前市伝統産業会館)  商工振興部長 秋元 哲  商工政策課長 中村 工  商工政策課長補佐 竹内 孝行  商工政策課総括主幹 小野 孔明  商工政策課総括主幹 太田 尚亨  商工政策課主事 西谷 充顕</p>
事務局職員の 職 氏 名	<p>ひろさき未来戦略研究センター副所長 澁谷 明伸  ひろさき未来戦略研究センター  情報分析・行革・連携担当総括主幹 蒔苗 元  情報分析・行革・連携担当主事 富田 正史</p>
会 議 の 議 題	<p>案件  1. 弘前市身体障害者福祉センターほか計6施設の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について  2. 弘前市みやぞの児童センター等ほか計22施設の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について  (継続審議分)</p>
会 議 結 果	<p>案件  1. 弘前市身体障害者福祉センターほか計6施設の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について  (1) 弘前市身体障害者福祉センター  弘前市身体障害者福祉センターの指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。  (2) 弘前市ひまわり荘</p>

弘前市ひまわり荘の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。

(3) 石川東老人福祉センター

石川東老人福祉センターの指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。

(4) 弘前市生きがいセンター

弘前市生きがいセンターの指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。

(5) 弘前職業能力開発校

弘前職業能力開発校の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。

(6) 弘前市伝統産業会館

弘前市伝統産業会館の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。

2. 弘前市みやぞの児童センター等ほか計22施設の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について  
(継続審議分)

(1) 弘前市みやぞの児童センター等

弘前市みやぞの児童センター等の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び指定基準等については、妥当である。

(2) 弘前市豊田児童センター等

弘前市豊田児童センター等の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。

(3) 弘前市三岳児童センター等

弘前市三岳児童センター等の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。

(4) 弘前市致遠児童センター等

弘前市致遠児童センター等の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。

(5) 弘前市和徳町児童館等

弘前市和徳町児童館等の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。

(6) 弘前市三省児童館等

弘前市三省児童館等の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。

(7) 弘前市自得児童館等

弘前市自得児童館等の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。

	<p>(8) 弘前市石川児童館等 弘前市石川児童館等の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。</p>
<p>会議資料の名称</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 案件対象施設及び指定管理者候補者選定方法一覧（資料1）</li> <li>・ 指定管理者制度に係る今後のスケジュール（資料2）</li> <li>・ 指定管理者制度の導入に係る方針（資料3）</li> <li>・ 弘前市指定管理者選定等審議会委員名簿（資料4）</li> </ul>
<p>会議内容  (発言者、発言内容、審議経過、結論等)</p>	<p>1 開会 2 案件 3 その他 4 閉会</p> <hr/> <p>2 案件</p> <p><b>【以下、施設所管部からの説明、質疑等の概要】</b></p> <p><b>(議長)</b> 全体の概要について、事務局の説明を求める。</p> <p><b>(事務局)</b> 案件1「指定管理者候補者の選定方法等について」審議する施設は、一覧に記載のとおり弘前市身体障害者福祉センターほか計6施設、継続審議となっていた弘前市みやぞの児童センター等ほか計22施設となっている。なお、当初、弘前市急患診療所の審議を予定していたが、都合により次回の審議会に延期させていただく。これらの施設は、平成31年3月をもって現在の指定期間が満了するため、今年度更新手続をとるものである。</p> <p><b>(議長)</b> 弘前市身体障害者福祉センターほか計6施設、並びに弘前市みやぞの児童センター等ほか計22施設の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について審議を行う。会議の進め方は、募集グループごとに、担当部からの説明及び質疑を行い、審議することとする。</p> <p>それでは、弘前市身体障害者福祉センターの選定方法等について健康福祉部から説明をお願いする。</p> <p>&lt;施設所管部 説明&gt;</p>

**(議長)**

以上の説明について、質問や意見はないか。

**(委員)**

利用者が年々減少傾向にある理由、分析はどのようになっているのか。

**(施設所管部)**

センターで実施している歩行訓練事業の利用者が高齢化し、施設入所や入院される方が増え、利用者の減少につながっている。このことに対して関係福祉団体と協力しながら利用者を増やしていきたい。もう一つが、センター及び体育館の貸し出しの減少によるもので、平成 27 年度の減少は小学校のミニバスケットボール部の利用が減ったことによるものである。新たな利用者の増加に向けて、市の附属機関である地域自立支援協議会委員との協力や、今年度からスポネット弘前が週 1 回ユニバーサルスポーツクラブ活動を実施することとしており、そうした取り組みから利用者を増やしていきたいと考えている。

**(委員)**

2つ目の方向については、社会福祉協議会を非公募とする理由ではないと思う。むしろ、1つ目の理由の方が適している感じがする。利用者を増やすためには指定管理者の創意工夫が必要となるので、募集の段階で、より具体的な案を求めて募集してほしい。

**(施設所管部)**

障がい者の日常生活の機能向上を図る活動として教室を開いているが、マンネリ化し参加者が減っているので、ニーズを調べて新たな教室として、実際に必要な機能訓練の検討や関係団体の意見も聞きいていきたい。また、訓練を実施する事業所も出来て、利用者が流れていくことがあるので、センターならではの機能を検討していきたい。

**(委員)**

そもそも、障がいの区分では、どういった方が利用するのか。

**(施設所管部)**

視覚、聴覚、肢体不自由の方が利用して歩行訓練などを行うほか、身体障がい者の各団体の事務局も行っており、そうした会議などでも利用している。

**(委員)**

例えば、視覚障がい者の人数は増えているのか、減っているのか。

**(施設所管部)**

身体障がい者全体では、年々微増である。

**(委員)**

利用者の減少は、民間施設に流れていると考えるのか。

**(施設所管部)**

各団体に所属する障がい者が高齢化し、これまで活動してきた方が、体調不良や高齢化となり、各団体のパワーが落ちており、各団体の人数が増えるような取り組みについて、市として支援していきたい。

**(委員)**

施設の目的にある機能訓練や社会との交流などの便宜は提供できており、利用したい方が利用できる環境は出来ている有意義な施設であると思う。あと、バスケットの体育館利用について否定はしないが、本来の目的とは違うので、目標を分けることが必要と思う。身体障がい者の利用に関する指標や共生に関する指標、さらに本筋ではないが利用に関する指標など。その中で全体の数値目標という形にしないと、よく分からなくなってしまう。

**(施設所管部)**

機能訓練の指標をはじめ、2020年に東京オリンピック、パラリンピックがあるが、ユニバーサルスポーツとして実施するボッチャやフライングディスクなど、障がい者が楽しめるスポーツとパラリンピックにつながるスポーツがあることから、共生に関する指標を設けるほか、施設の空いている時間を利用して地域に開放する形で利用者を増やしていきたいと考える。

**(委員)**

高齢化により、身体的に軽度の障がいの方が増えてくると思うので、こうした施設は重要だと思う。いかに有効に活用していくかを考えていただきたい。

**(施設所管部)**

車イスでの障がい者スポーツやボッチャは、床を傷めやすいので一般の体育館の貸し出しが難しいところもある。市社会福祉協議会と連携して周知を図っていきたい。

**(議長)**

他に質問等がなければ、弘前市身体障害者福祉センターの指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

**(議長)**

次に、弘前市ひまわり荘の選定方法等について、健康福祉部

から説明をお願いします。

<施設所管部 説明>

**(議長)**

以上の説明について、質問や意見はないか。

**(委員)**

8世帯まで入れる施設に、現在2世帯ということで、他にも利用を必要とする人がいるのでは。利用者が少ないのでは。どういう形で入居するのか。

**(施設所管部)**

入所者の経緯は、窓口相談や中南のDVセンターを経由した相談、他市の母子生活支援施設から、DVの理由等で地元の施設では危険性があるということで、相談された方が入所している。入所数については、この5年間で2～5世帯と推移している。入所世帯の少ない理由の一つは、施設の老朽化がある。もう一つは、設置当時の昭和40～50年代は生活再建を主な理由として入居していたが、最近は配偶者からの暴力による避難が理由になっている。施設が新しくなると入居が増える可能性はある。

**(委員)**

DVセンターで相談するも、入居しないということもあるのか。

**(施設所管部)**

その通りである。そのほか、入居して支援する方は、日常的に生活状態を報告して指導することになり、それが煩わしいと思って短期間で市営住宅などに移る方もあり、長期間で入居する方は少ない状況にある。

**(委員)**

ここの業務は、どういうことをされるのか。生活指導や調理をしてくれるのか。

**(施設所管部)**

施設で食事は提供せず、主な業務は施設長や母子生活支援員、少年指導員でケース会議を開き、対象世帯に対して自立支援計画を作成している。当面の目標や課題を挙げながら短・中・長期と計画を立て、親子関係や職場などの相談や就労相談、住居確保の相談、さらには施設生活全般の相談、各種助成制度の情報提供を行っている。

**(委員)**

それらは、市の職員が行うのか、それとも施設の職員なのか。

**(施設所管部)**

施設の職員が行っている。

**(委員)**

そうした業務は資料にある職員配置では、誰が担当するのか。

**(施設所管部)**

主には母子支援員と少年指導員となるが、面接時には施設長も入って支援している。

**(委員)**

実情は分からないが、先ほどの煩わしさの話は、普通感覚なのかなと思う。いろいろ相談に乗ってくれるというのは大切な事だと思うが、施設長、母子支援員、少年指導員という体制について検討はしたのか。

**(施設所管部)**

これは法令の基準であり、施設を配置するには、こうした職員を確保することが前提となっている。煩わしさについては、本人の好きにすると生活に支障が生じてしまうから、信頼関係を構築して、子どもと生活していくためには必要であることを理解してもらっている。

**(委員)**

指導して生活に改善はみられるのか。

**(施設所管部)**

しっかり生活できる方は、短期間の入所で次の入居先が決まり、ある程度の蓄えが出来れば、すぐに自立している。ただ改善して必ず出ていくとは限らない。

**(委員)**

理想論からいうと、指導して矯正されて社会に適応していくということだが、実際は上手くいくのか。施設の設置を含め今後どういうあり方が適当なのか検討していただきたい。また、社会福祉協議会との連携も考えられるが、この指定管理者で無いとノウハウが無いから非公募としていることについてどう考えているのか。

**(施設所管部)**

現在の指定管理者である、弘前草右会は施設当初から管理しており、国が示す運営ハンドブックにおいて、職員が頻繁に入れ替わることで成り立たないとしており、引き続き管理をお願いしているところである。施設の運営方法については、弘前草右会がノウハウを有しており、職員が替わる際にも、引き継ぎながら適切に運営しているほか、次回の指定管理期間が短いことから、引き続きお願いするものである。

**(委員)**

入れ替わりが無く継続的に運営することは理解するが、どの施設でもそのように運営することが良いと思うので、この施



設が、特にその必要性があることは弱いと思う。施設の運営は、この社会福祉法人でないと出来ないのか。

**(施設所管部)**

母子生活支援員の資格を持っている社会福祉法人は市内に無く、この法人だけが業務を実施することが出来る。

**(委員)**

予算について、人件費などの増減について説明してほしい。

**(施設所管部)**

前回の審議会では予算の比較が分かりにくいということから、現行の平成 26 年度の基準額と平成 31 年度の基準額を用意したもので、全体では平成 26 年度に比べて若干の増加となっている。人件費増額の内容は職員の健康診断費の増加などである。

**(委員)**

今回の指定管理期間を 3 年としているが、施設は相当古く、こういったあり方が適当なのか、弘前市に必要なのかといったところから議論を進めて、早めに次の対策を考えてほしい。

**(施設所管部)**

施設が古く、以前から更新するのかどうかという話があった施設であり、同様の施設は旧 3 市だけで、県からは設置を継続してほしい要望をいただいている。運営については、県や国からの運営費により運営しているが、支援する人に対してどういう機能が必要なのかが重要であり、施設自体は市営住宅や民間アパートの借上げでも出来るのではといった意見もある。だが、その場合、県や国からの運営費は無く、独自運営となるが、建物設置に費用をかけるより他の設置方法もあるのか、機能を重視するように検討しているところである。

**(議長)**

他に質問等がなければ、弘前市ひまわり荘の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

**(議長)**

次に、継続審議としていた、弘前市みやぞの児童センター等の審議に入る。児童センター及び児童館は同種の施設であることから、計 22 施設を一括審議とする。選定方法等について、健康福祉部から説明をお願いする。

<施設所管部 説明>

**(議長)**

以上の説明について、質問や意見はないか。

**(委員)**

平成 26 年度の基準額が市で実施した場合の基準なのか。

**(施設所管部)**

平成 26 年度に公募した際の基準額となっている。

**(委員)**

物価上昇により、基準額の多少の変動は理解できるが、基準額が大きく上がると指定管理の趣旨と異なってくるのでは。

**(施設所管部)**

豊田児童センターや東部児童センターは今回から、非常勤職員を 1 名加配しているので、グループの基準額として上がっている。

**(委員)**

市で実施した場合でも、職員が必要という理由から上げているのか。

**(施設所管部)**

利用児童数が増えてきたため、非常勤の児童厚生員を加配するものである。

**(委員)**

必要な措置は理解できるが、民間の知恵で支出を低く抑えるという趣旨があるので、指定管理料が減額している施設と比べて、どのように考えているのか。

**(施設所管部)**

これまでの実績に応じて施設管理費や事務費は必要な分だけにしており、加配は必要なため人件費は増額しているが、平成 26 年度と比べて、人件費以外は大幅な変動は無いものである。施設の職員は配置基準に基づいて配置するため、基準を下げて配置することは出来ず、基準に対して児童が増えている豊田や東部児童センターは、若い家庭が多く、子どもたちも増えている。このため現在は職員を配置し、利用児童数の変動に合わせて対応する必要があると考える。指定管理料については毎年度で取り決めるので、次回の指定管理期間においても利用児童数の動きをみながら考えていく。

**(委員)**

前回も話にあった館長について、他館と兼務するところもあれば、そうでない施設もあることについては、どう考えているのか。

**(施設所管部)**

グループ内の施設で館長を兼務し、その部分にかかる人件費について、市の基準以上に職員を配置するなどは指定管理者に任せている。館長を単館で設置している施設は基準通りであり、館長を兼務する施設は、児童に接する部分を手厚くしている。

**(委員)**

市の指定では、1館につき館長1人を基準として、受けた指定管理者側で、2館兼務として工夫しているということか。

**(施設所管部)**

市で加配していないところで、加配して対応しているものである。

**(委員)**

館長の兼務を市の基準にして、積算は出来ないのか。

**(施設所管部)**

実情では館長を専属で設置している施設が多く、児童センターでは、みやぞのと北、児童館では自得と新和・小友が兼務となっているが、それ以外は専属となっており、現状では館長を専属で配置する積算としている。

**(委員)**

前回も話した、館長にふさわしい業務が見えないとことについては、どう考えているか。

**(施設所管部)**

前回、館長の業務として、学校との調整を行うことが大きいと話したが、改めて業務を確認したところ、市立と市立以外の学校行事の日程が異なることで職員の負担が非常に増えており、そうしたことから加配で対応していきたいと考えている。

**(委員)**

日程が異なると開館日が長いということか。

**(施設所管部)**

開館する時間が長いということである。

**(委員)**

次回からは資料に、その部分についても記載していただくことで、分かりやすくなると思う。

**(委員)**

指定管理料の増額について、平成30年度予算との比較について説明してほしい。

**(施設所管部)**

平成30年度については、指定管理者が平成26年度の公募基準額を超えない範囲で運営しており、平成31年度からの公募基準額は、指定管理者の実績では無く、市の基準に基づいて積算しているため、予算に開きが出てくる。

**(委員)**

指定管理者の工夫による実績で運営してきたが、市の基準があるため比較すると大きくなるということか。

**(施設所管部)**

その通りである。

**(委員)**

単に児童数が少ないからといって、職員の削減が出来ないことは理解するが、今後、小学校の統廃合などがある場合は、施設設置の見直しについて考えていただきたい。

**(委員)**

児童センターと児童館は、どう違うのか。

**(施設所管部)**

職員配置上は、児童センターは館長 1 名、児童厚生員 2 名、体力増進員 1 名で、児童館は館長 1 名、児童厚生員 2 名となっている。施設面積では児童館が原則 217.6 m<sup>2</sup>以上の基準となっており、施設には集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、静養室、児童クラブ室を設けることと規定されている。児童センターは原則 336.6 m<sup>2</sup>以上で、遊戯室は大きくするように決められている。児童センター及び児童館が所管する小学校の児童数 300 人をラインとして、未満なら児童館、以上なら児童センターということで整理されている。

**(委員)**

小学校と併設するとかは、ないのか。

**(施設所管部)**

設置場所の規定はないが、1～2 年生の授業が終わって放課後の居場所として来る場合、長距離を歩くのは安全上良くないので、理想は小学校の隣地や、歩いて間もないところだと思う。

**(委員)**

児童館を児童センターに替えることは、難しいのか。

**(施設所管部)**

市では、1 小学校区に 1 施設を方針に施設を設置してきたが、今後、児童数の減少が見込まれるほか老朽化による施設の建て替えより、小学校の利用などを検討しているところである。

**(議長)**

他に質問等がなければ、弘前市みやその児童センター等ほか計 22 施設の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

**(議長)**

次に、石川東老人福祉センターの選定方法等について、健康福祉部から説明をお願いします。

<施設所管部 説明>

**(議長)**

以上の説明について、質問や意見はないか。

**(委員)**

3年後に譲渡することを検討しているということか。

**(施設所管部)**

3年の間で話し合いを行って譲渡出来ればと考えており、3年の途中ということも想定していきたい。

**(委員)**

譲渡後は、利用目的とか制限しないということか。

**(施設所管部)**

譲渡すると町会の所有となるが、基本は現状と使われ方が大きく異なることはないと考えている。

**(委員)**

利用者数が少ないので福祉センターでは無く、複合的施設の活用として使っていくのが良いと思う。

**(施設所管部)**

外からの利用は無く、地域での使用が主なものでありコミュニティ施設として、いろいろ使われていくものと考えている。

**(委員)**

集会所は所有していないのか。

**(施設所管部)**

小さく古い集会所はあるが、その集会所の関係もあることから、町会から無償譲渡してほしい要望が出ているものである。

**(委員)**

資料には、利用者減少の要因として、指定管理者の取り組みの消極化とあるが、どういうことか。

**(施設所管部)**

平成25年度までは、公募により弘前草右会が運営していたが、地域住民から自分達で運営したいという要望があり、地元の薬師堂町会に管理してもらった経緯がある。現在は健康づくり活動もあるがコミュニティ活動が主であり、集会所的な運営がメインとなり、利用者数もこれ以上増えない見込みである。

**(委員)**

資料に記載のゲートボール室は利用されているのか。

**(施設所管部)**

ほぼ町会の方だけで利用されている。

**(委員)**

今回から、管理人の常駐を廃止することについては。

**(施設所管部)**

平成 29 年度の実績では、年間 303 日開設したが、実際の利用は、198 日しか無く、3 分の 1 は利用者が無いということであった。指定管理料の人件費については 65 万円、月 5 万円ということで、利用者がいない現状から、人件費はそのまま非常勤体制にしてほしい要望があったものである。利用するときは、連絡が取れる体制を整備していただきたいことを話している。

**(議長)**

他に質問等がなければ、石川東老人福祉センターの指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

**(議長)**

次に、弘前市生きがいセンターの選定方法等について、健康福祉部から説明をお願いします。

<施設所管部 説明>

**(議長)**

以上の説明について、質問や意見はないか。

**(委員)**

シルバー人材センターの本部として使われているということか。利用者はどういう人で、どういう実績となっているのか。

**(施設所管部)**

施設の中に本部が設置されており、利用者は生きがい活動としてサークル活動や就労相談の人数が実績となっている。

**(委員)**

シルバー人材センターの本部として利用し、本部を運営するための支出なのか。事実上、シルバー人材センターに資金を交付しているのと変わらないのでは。

**(施設所管部)**

生きがいセンターの設置目的が就労相談や生きがい教室などの実施があり、シルバー人材センターでも就労関係の業務を行っていることから施設を管理しているものである。

**(委員)**

指定管理料を支払う必要があるのか。

**(施設所管部)**

シルバー人材センターと生きがいセンターの役割が違っており、生きがいセンターには、就労相談のほか、高齢者の生きがいづくり活動が役割となっている。シルバー人材センターは60歳の方が登録することで、短期または臨時的な仕事を斡旋してもらうもので、それぞれの役割が違っている。

**(委員)**

生きがいづくりの実態はどうか。生きがい教室は、どれくらい実施されているのか。

**(施設所管部)**

利用者実績約1万人の半分が、生きがいづくりでの利用で、残りが就労相談となっている。平成26年度から毎年度、約4千人が生きがいづくりで利用しており、内容は書道教室やクレヨン画教室、茶道教室などがあり、教室ごとに曜日や時間帯を決めて実施している。

**(委員)**

非公募の明確な理由は。

**(施設所管部)**

就労相談については、シルバー人材センター以外に適任が無く、特に高齢者の就労相談については、シルバー人材センターがメインで行っているものである。

**(委員)**

就労相談については、今後も活発に行ってほしい。

**(施設所管部)**

対象が60歳からとなっており、退職しても元気な高齢者は多く、収入を得るほか生きがい対策にもつながるので、今後も進めていきたいと考えている。

**(委員)**

生きがいセンターでは就労相談を行い、シルバー人材センターでは就労相談を行っていないのか。

**(施設所管部)**

シルバー人材センターは相談でなく、仕事のマッチングを行っているもので、シルバー人材センターに登録すれば斡旋を行い、しない場合は相談業務として仕分けている。

**(委員)**

生きがい教室は指定事業なのか。

**(施設所管部)**

その通りである。生きがい教室を実施するように指定事業と

している。

**(委員)**

受講者から料金をとっているのか。

**(施設所管部)**

教室によっては料金を徴収しているものもある。その他、貸館として利用する場合は、使用料を徴収しており、その場合は全て市の歳入となっている。平成 29 年度実績は 24,400 円、平成 28 年度は 23,070 円となっている。

**(議長)**

他に質問等がなければ、弘前市生きがいセンターの指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

**【暫時休憩】**

**(議長)**

審議を再開する。弘前職業能力開発校の選定方法等について、商工振興部から説明をお願いする。

<施設所管部 説明>

**(議長)**

以上の説明について、質問や意見はないか。

**(委員)**

資料に記載してある、支給要件を満たさず補助金が確保できなかった理由は。

**(施設所管部)**

普通課程、短期課程の中に、いくつかの科目がある。科目の開設にあたり、1 科目 3 人以上確保しなければならず、確保できない場合はその分の補助金が支給されないことになる。

**(委員)**

指定管理料がゼロだが、市からの支出は何も無いのか。

**(施設所管部)**

施設修繕料と認定職業訓練事業にかかる補助金を支出している。

**(委員)**

職業訓練校のニーズはどうか。現状の人数は多いのか少ないのか。



**(施設所管部)**

ピーク時と比べて人数は減っている。建設業界が人材不足なところもあるが、近年は若干改善されている。また、指定管理者である弘前職業訓練協会の会員には中小企業が多く、最近の経済状況から雇用が難しいなかで頑張って生徒を輩出しているところである。

**(委員)**

普通課程に来る方は、どういう方なのか。

**(施設所管部)**

在職者の方が訓練を受けている。会員企業に就職して間もない方が、派遣されて来ることになる。

**(委員)**

訓練を受けて就職するということではないということか。

**(施設所管部)**

その通りである。もう少しスキルを身につけてほしいということで企業から生徒が輩出されている。

**(委員)**

収支状況について、補助金も含めて資料に記載の収入金額が全てなのか。

**(施設所管部)**

その通りである。

**(委員)**

補助金の額はいくらなのか。

**(施設所管部)**

生徒数により変動するが、平成 29 年度は 80 万円となっている。

**(委員)**

和裁や津軽塗の生徒はいるのか。

**(施設所管部)**

和裁は在籍しているが、津軽塗は職業訓練の科目には設定していない。認定職業訓練とは別になるが、青森県漆器協同連合会に場所を提供し、津軽塗の後継者育成事業をお願いしているものである。

**(議長)**

他に質問等がなければ、弘前市職業能力開発校の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

**(議長)**

次に、弘前市伝統産業会館の選定方法等について、商工振興部から説明をお願いします。

<施設所管部 説明>

**(議長)**

以上の説明について、質問や意見はないか。

**(委員)**

利用者の減少について、どのように考えているのか。

**(施設所管部)**

現在は定期的に使っている人がほとんどであるが、一部の団体では代表者が無くなり、その関係で利用が減ったりしていることもあるので、今後は新規のサークルなどにも声かけして利用を図っていききたい。

**(委員)**

新規のサークルとかは見込みがあるのか。

**(施設所管部)**

これまで付近の町会や会社などに声かけしているが、実際難しいと考えており、今後、市民会館や文化センターを利用するサークルが貸室を利用できないとも聞くので、そうしたところとも連携してPRしていききたい。

**(委員)**

であれば、産業とはまた別に、ということか。

**(施設所管部)**

施設の設置目的には、伝統産業の振興のほかに、市民の交流の場としての活用があるので、いろいろな活動に活用していききたいと考えている。

**(委員)**

伝統産業を通じた市民の交流が目的だと思うが。

**(施設所管部)**

施設はもともと、津軽塗協会の福利厚生のものであり、伝統産業に重きを置きたいが、一方で利用料金を確保するためには、市民の活動の場にも提供していききたいと考えている。

**(委員)**

施設はどこで建てたものなのか。

**(施設所管部)**

もともとは、国の雇用促進事業団が設置し、合理化の下、全国的にも各自治体に低額で斡旋されたものであり、そうしたなかで市が平成15年に取得した経緯がある。

	<p><b>(委員)</b> 市は伝統工芸に力を入れており、一般市民は最終手段として、理想論だが、施設が伝統工芸産業の振興の場になったら良いと思う。</p> <p><b>(施設所管部)</b> 津軽塗以外にも伝統工芸業界の方に使っていただいているが、もう少し頻繁に使っていただきたいと考える。</p> <p><b>(委員)</b> 意見だが、施設の利用状況について、部屋ごとの利用件数や利用者数、利用時間、利用料金の記載があり、他の施設でも同様に示してほしい。</p> <p><b>(委員)</b> 利用者を増やす観点から、一般市民の利用は理解できるが、伝統産業とは関係ないと思うので、伝統産業の振興が施設の目的ならば、指定管理者に要請する事項として、伝統産業の活性化について具体的に考えていただきたい。</p> <p><b>(議長)</b> 他に質問等がなければ、弘前市伝統産業会館の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよろしいか。</p> <p>&lt;委員了承&gt;</p> <p><b>(議長)</b> 今後の予定について事務局から説明をお願いします。</p> <p>&lt;事務局から今後の予定について説明&gt;</p> <p><b>(議長)</b> 質問がなければこれで案件審議を終了する。</p>
<p>その他必要事項</p>	<p>会議は非公開である。</p>